

【特許庁の魅力】

理系公務員として 最先端技術を審査する！

執筆責任：特許庁採用担当

専門性を活かせる仕事：特許庁では全職員のうち約 60%（約 1700 人）が特許審査官（以下、「審査官」）、つまり理系の技術系公務員です。

特許審査の技術分野は、電気・情報・通信、生命、物理、機械、化学等多岐にわたります。大学で学んだ専門知識を活かし、ビジネスにおいて重要な役割を担う「特許権」付与の審査を行う審査官として働きませんか。そして日本の技術開発を支え産業の発達に貢献しませんか。

充実した研修制度：審査官には、技術・法律に関する高度な知識が求められます。

そのため、入庁から 2～4 年間は、法律や審査実務に関する研修を受けつつ、指導者の OJT の下、審査官「補」として審査を行います。

また、審査官に昇任した後も審査業務等に必要なスキルを向上させるため、海外留学、国内大学派遣、法律研修、技術研修、語学研修等、様々な研修を受けることができます。

審査官のキャリアパス：審査官は、審査実務に加え、行政官として知財行政に関する業務も担います。審査官は、これらの業務を経験しながらキャリアアップしていきます。

審査実務：審査実務では、①出願書類を読み、発明の内容を理解する、②出願された発明について、過去に類似の技術が無いか調査を行う、③調査の結果に基づいて当該発明の特許性の判断を

行う、という一連の流れを実施します。

審査実務においては、審査官昇任後は、一人の審査官が責任を持って、出願された発明に特許権を付与するか否かの最終判断（特許査定／拒絶査定）を行います。

知財行政に関する業務：知財行政では、企業が知財を活用した国内外でのビジネスを円滑に行えるよう、法整備やスタートアップ支援、国際ルール作りに向けた国際交渉、途上国における知財制度の構築支援等の多岐にわたる業務を行っています。また、審査実務で用いるシステムの開発もその一つです。いずれも、「知財」という専門性を軸に、行政官として多様な場で活躍しています。



図 1 世界知的所有権機関での会合

ワークライフバランス：特許庁では、職員一人一人が個性を発揮し活躍できる職場環境を実現するため、働き方改革を進めています。

フレックスタイム制やハイブリッドワークにより、柔軟な働き方が可能です。また、育児休業等の育児支援制度が整備されているだけでなく、性別問わずこれらの制度を活用する雰囲気ができています。

採用情報：特許庁では審査官の業務をより知っていただけるイベントを開催しています。[HP](#)をご覧ください。



【組織概要】 特許庁

産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する審査を行う行政機関。産業財産権の保護及び活用に関する制度整備や国際協力なども担当。

（住所）東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

（採用ウェブサイト）<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/kokka/tokkyo/index.html>

【採用連絡先】

審査第四部

採用担当 大手 昌也

E-mail：bzl-PAHR_4th@jpo.go.jp

電話：03-3581-1101(ex:3560)